

鳥取県就農応援交付金事業実施要領

第1 趣 旨

近年の厳しい経済状況による失業者の増大、田舎暮らし、定年帰農へのニーズの高まり等の影響により、我国の社会構造が大きく変革していく中で、農業に関しても従来の世襲による農業就業のみならず、他産業を経験した後のUターン就農、定年帰農、Iターンによる新規参入など、就農形態が多様化してきている。

このため、県では、就農の意欲に満ちた青年等の新規参入を積極的に推進することとし、新規就農者が自らの営農計画の実現に向けて経営を開始するに当たって、就農初期に対する負担軽減の措置を講じ、その自立を支援するものとする。

また、市町村と所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）及びその他関係機関（以下「関係機関」という。）が連携し、新規就農者の早期経営安定に向けた助言及びコンサルタント等の積極的な支援を併せて行うものとする。

第2 目 的

将来、本県の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の就農を促進するとともに、その早期自立を支援することを目的とし、就農後最大3年間鳥取県就農応援交付金（以下「本交付金」という。）を交付する。

第3 事業対象者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という。）の認定を受けた者（法人の場合にあっては、就農後3年以内の構成員で、かつ、農作業への従事が主である者とする。ただし、就農後5年を経過した者を法人の構成員に含む場合は除く。以下「認定新規就農者等」という。）。

なお、夫婦等、同一世帯（住所及び生計を同じくする親族の集団をいう。）に属する者が、共同で青年等就農計画の認定を受けた（以下「夫婦等の共同認定」という。）場合にあっては、いずれか1人を事業対象者とする。

第4 事業の内容

認定新規就農者等に就農後最大3年間、就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用できる用途を限定しない交付金を交付する事業とする。

第5 事業対象者の要件

この事業の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 1 就農後3年以内の者であること。
- 2 認定新規就農者等。ただし、親族（3親等以内の者をいう。）の農業経営の全部又は一部を継承して農業経営を開始する者（以下「経営継承者」という。）にあっては、原則として継承する経営基盤以外で、基盤強化法第6条に規定する農業経営基盤の強

化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）において市町村が定める新規就農者の所得目標を目指す者であること。

- 3 基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けていない者であること。
- 4 複式簿記による記帳を行う者であること。なお、親族の経理と区分して農業経営を開始する場合にあつては、自ら新たに開始する部門経営についての収支に関する帳簿の記載と自己の預貯金口座を開設して経理を行うこと。
- 5 国が別に定めるところにより交付する農業次世代人材投資資金（経営開始型）（以下「農業次世代人材投資資金」という。）の交付対象者の要件を満たさない者であること。

また、夫婦等の共同認定の場合にあつては、事業対象者以外の共同申請者についても、農業次世代人材投資資金の交付対象者の要件を満たさない者であること。

- 6 鳥取県版農の雇用支援事業（平成12年10月12日付経指第230号鳥取県農林水産部長通知）及び国が別に定めるところにより実施される農の雇用事業による助成を受けていない者であること。

第6 実施手続

- 1 本交付金の受給を希望する者（以下「申請者」という。）は、青年等就農計画に年次毎の経営試算及び資金繰り等が分かる資料（経営継承者にあつては、既存の農業経営の概要が分かる資料を含む。）を添付したもの（以下「事業計画」という。）を、居住地又は営農地の市町村長に承認申請するものとする。
- 2 事業計画の作成に当たっては、関係機関が支援に当たるものとする。なお、作成に当たっては、営農開始時の作目及びその経営規模並びに事業費等が無理のない合理的なものとなるよう配慮するものとする。
- 3 市町村長は、関係機関等から意見を聴いた上で、事業計画の審査を行うものとし、当該事業計画を策定した申請者が将来市町村の農業の担い手となる青年等であり、本交付金を交付して支援する必要があると認めるときは、当該事業計画を承認するものとする。なお、申請者は市町村長の求めに応じて、審査の上で必要と認める資料を提出しなければならない。
- 4 市町村長は、事業計画の承認を行ったときは、申請者に対して通知するとともに、所管の地方事務所の長及び関係機関にその旨を通知するものとする。
- 5 鳥取県就農条件整備事業実施要領（平成20年5月20日付第200800022636号鳥取県農林水産部長通知。以下、「条件整備事業」という。）第6の1から4に基づく手続きを行った場合は、1から4に基づく手続きが行われたものとみなす。また、条件整備事業と同時に実施する場合は、一括して手続きを行うことができるものとする。

第7 事業計画の変更の承認

事業計画の承認を受けた申請者が、本交付金の交付期間において承認を受けた事業計画を変更（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）しようとする場合の手続きは、第6の1から4までに準じて行うものとする。

第8 助成措置

県は、予算の範囲内において、市町村に対して、認定新規就農者等に交付する本交付金の3分の2以内を助成するものとする。

第9 営農状況報告

- 1 本交付金の交付を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、農業改良普及所の経営指導を受けるものとし、農業改良普及所は事業実施者に対し経営指導に必要な書類の提出を求めることができるものとする。
- 2 事業実施者は、就農後5年間、毎年3月末日までに、営農状況報告（様式第1号）に農業経営指標（「新たな農業経営指標の策定について」（平成24年3月27日付け23経営第3612号農林水産省経営局長通知）に規定する農業経営指標をいう。）に基づく自己チェックの結果等の経営管理の状況が分かる資料と、青色申告決算書（青色申告を実施していない者は収支内訳書）の写し及びその他市町村長が必要と認める書類を添付して、市町村長に提出するものとする。報告を受けた市町村長は、受理した書類の写しを速やかに所管の地方事務所の長に提出する。また、関係機関で構成する経営検討会を開催し、関係機関とともに事業実施者の経営目標の達成に向けて指導・助言を行うものとする。

なお、市町村長は、事業実施者から営農状況報告に係る資料が提出されない場合は、事業実施者に対し、既に交付した本交付金の返還を求めるものとする。

第10 経営検討会の役割

関係機関で構成する経営検討会は次に掲げる役割を担うものとする。

- 1 事業実施者の経営目標の達成に向けた指導・助言
- 2 経営状況の把握

第11 営農の中止

- 1 事業実施者は、青年等就農計画の期間中において、当該青年等就農計画の実施に係る適切な農業経営が困難となったとき（青年等就農計画の認定要件を満たさなくなったとき又は離農するときを含む。以下「営農中止」という。）は、営農中止届（様式第2号）を市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、1の営農中止届が提出された場合又は農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）の規定に基づき青年等就農計画の認定を取り消したとき（以下「中止届の受理又は認定の取消」という。）は、営農中止報告書（様式第3号）を所管の地方事務所の長に提出するとともに、関係機関へ通知する。
- 3 営農中止報告書を受理した地方事務所の長は、県助成額の返還有無、その他必要事項を市町村長に指示するものとする。
- 4 営農中止した事業実施者について、鳥取県就農条件整備事業実施要領（平成20年5月20日付第200800022636号鳥取県農林水産部長通知。）第11の1から3までの手続きが行われたものは、1から3までの手続きがあったものとする。

第 12 交付金の停止

交付開始 2 年目以降、交付対象者の前年の本交付金を除いた総所得が 3 5 0 万円以上の場合、交付主体は本交付金の交付を停止する。（その後 3 5 0 万円を下回った場合は、翌年から交付することができる。）

第 13 交付金の返還

市町村長は、中止届の受理又は認定の取消の場合において、当該年度に本交付金の交付を決定しているときは、営農中止した日の属する月以降に係る交付金の額の交付を取り消すものとする。この場合において、交付を取り消した部分の交付金を既に支払っているときは、当該取り消した額の返還を求めるものとする。

第 14 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 3 月 2 8 日に施行し、平成 2 3 年度事業より適用する。ただし、平成 2 3 年 4 月 3 0 日以前に実施要領第 7 に規定する営農計画の認定申請を行う場合は、この改正前の様式を本事業の様式とみなすことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 2 4 年 3 月 2 9 日から施行し、平成 2 4 年度事業から適用する。
- 2 平成 2 4 年度に限り、第 6 の 4 の規定は適用しない。ただし、鳥取県就農応援交付金交付要綱（平成 2 2 年 4 月 1 日付第 2 0 0 9 0 0 2 0 9 5 1 7 号鳥取県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）第 5 条の規定により、本事業の交付決定を受けた者が、就農給付金の交付を受けることとなったときは、本事業対象者の要件を満たさないものとして、交付要綱第 1 2 条第 4 号の定めにより、その交付決定の全部又は一部を取り消し、交付金の返還を命ずる。
- 3 平成 2 4 年 4 月 3 0 日までに実施要領第 7 に規定する営農計画の認定申請を行う場合は、改正前の様式によることができるものとする。

また、実施要領第 1 1 に規定する営農報告書の提出及び第 8 に規定する営農計画の変更の認定を行う場合は、営農計画の認定申請（変更の認定を受けた場合は変更認定の申請とする。）に用いた様式によることができる。

- 4 この要領は、平成 2 5 年 1 月 1 7 日から施行し、施行日以前に実施した事業についても適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 2 5 年 3 月 2 9 日から施行し、平成 2 5 年度事業から適用する。た

だし、平成25年3月31日までに本交付金事業の交付決定を受けた者はなお従前の例による。

2 平成25年4月30日までに第7に規定する営農計画の認定申請を行う場合は、改正前の様式によることができるものとする。

また、第8に規定する営農計画の変更及び第11に規定する営農報告書については、当初の認定を受けた営農計画（変更の認定を受けた場合は変更後の認定とする。）に用いた様式によることができる。

附 則

この要領は、平成26年5月8日から施行する。ただし、本交付金を活用する新規就農者が居住又は営農する市町村において、基本構想が策定されるまでに、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条に規定する就農計画の認定を受けた者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この要領は、平成27年3月27日から施行し、平成27年度事業から適用する。

2 平成26年5月8日付第201400021655号の通知による改正前の実施要領に基づき営農計画の認定を受けた者及びこの通知による改正前の実施要領に基づき青年等就農計画の認定を受けた者（以下「営農計画及び青年等就農計画の認定を受けた者」という。）については、なお従前の例によることができる。

3 前項の規定に関わらず、第3及び第5の改正に関する規定は、営農計画及び青年等就農計画の認定を受けた者についても適用する。ただし、第3のただし書の規定については、平成26年度以前に本交付金の交付を受けている者には適用しない。

附 則

1 この要領は、平成28年4月12日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この通知による改正後の第5の3及び6の規定は、施行日以前に本交付金の交付を受けた者についても適用する。ただし、第5の3の規定は、施行日以前に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者には適用しない。

附 則

この要領は、平成29年3月24日から施行し、平成29年度事業から適用する。ただし、第9の2の規定については、平成28年度以前に本交付金の交付を受けている者についても適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月15日から施行し、平成31年度事業から適用する。ただし、平成30年度以前に本交付金の交付を受けている者は、なお従前の例によるものとする。

営農状況報告

年 月 日

市町村長（氏名）様

住 所
氏 名

印

鳥取県就農応援交付金事業実施要領第9の規定により下記の書類を添えて提出します。

※ 鳥取県就農条件整備事業実施要領第9の規定による営農状況報告とあわせて報告する場合は、「鳥取県就農応援交付金事業実施要領第9の規定及び鳥取県就農条件整備事業実施要領第9の規定により下記の書類を添えて提出します。」と記載すること。

記

- 1 経営管理の状況が分かる資料
- 2 青色申告決算書（又は収支内訳書）の写し
- 3 その他市町村長が必要と認める書類

営農中止届

年 月 日

市町村長（氏名）様

住所
氏名

印

私は、下記の理由により営農を中止します（しました）ので、届け出ます。

なお、営農開始に伴って貴（市町村）から交付を受けた下記補助金について、貴（市町村）から返納の指示があった場合にはそれに従います。

記

1 営農中止の理由
（中止に至った理由・経過を記入）

2 営農中止（予定）年月日
年 月 日

3 利用した補助事業
（1）〇〇〇年度就農応援交付金
（2）〇〇〇年度就農条件整備事業補助金
・
・
・

4 補助事業で取得した（又は効用の増加した）財産がある場合はその処分方法

営農中止報告書

（ 番 号 ）
年 月 日

（ 職 氏 名 ） 様

職 氏 名 印

営農開始に伴い補助金を交付した農業者が営農を中止したため、当該農業者の営農計画の認定を取り消しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施者

（1）氏名

（2）就農時期 年 月

2 営農中止年月日

年 月 日

（市町村の判断理由）

3 交付した補助事業

（1）・・・・・・事業

ア 事業費 円

イ 交付額 円（県費 円、市町村費 円）

ウ 県交付決定日

（2）・・・・・・事業

ア 事業費 円

イ 交付額 円（県費 円、市町村費 円）

ウ 県交付決定日

・
・
・

注）事業年度毎に金額が分かるように記載すること。

注）事業実施者から営農中止届が提出された場合は、その写しを添付すること。

- 注1 「借入金償還⑧」については「4 事業計画並びに資金調達計画」及び「5 青年等就農資金（就農施設等資金）を除く既往借入金の状況」において記載したすべての資金について記入すること。
- 注2 減価償却費については、「3 減価償却費の積算」から転記すること。
- 注3 当該年度資金余剰と翌年度繰越金が均衡すること。
- 注4 必要に応じて記入欄を追加すること。

2 作付体系計画

時期	作目名	面積	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
営農開始年 (年)														
(年)														
(年)														
(年)														
目標年 (年)														

注1 各時期毎に作業名を記入し、必要に応じて記入欄を追加すること。

3 目標年における機械利用計画

農業機械名	利用面積		利用期間等											
	作目名	作付面積	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	計													
	計													
	計													
	計													

注1 各時期毎に作業名を記入し、必要に応じて記入欄を追加すること。

注2 就農条件整備事業により導入する機械について記入すること。

(年)	計画	機 械													
		施 設													
		運転資金等													
		小計													
	実績	機 械													
		施 設													
		運転資金等													
		小計													
(目標年)	計画	機 械													
		施 設													
		運転資金等													
		小計													
	実績	機 械													
		施 設													
		運転資金等													
		小計													

注1 資金調達方法の欄には、補助事業、自己資金、制度資金等を具体的に記入すること。

注2 各欄には機械・施設別に記入することとし、必要に応じて記入欄を追加すること。

5 青年等就農資金(就農施設等資金)を除く既往借入金の状況

(□借入れなし)

(年 月 日現在、単位:円)

区 分	資 金 種 類						
	農業関係資金			農業関係資金 合 計	生活関係資金		生活関係 資金 合計
当初借入額							
返済総額							
現在残高							
主な資金用途							
借入先							
借入年月日							
利率	0 %	0 %	%		%	%	
償還方法							
最終償還期限	年	年	年		年	年	
据置年限	年	年	年		年	年	
年 (営農開始年)							
年 (2年目)							
年 (3年目)							
年 (4年目)							
年 (5年目)							
年 (6年目)							
年 (7年目)							
年 (8年目)							
年 (9年目)							
年 (10年目)							
年 (11年目)							
年 (12年目)							
年 (13年目)							
年 (14年目)							
年 (15年目)							
年 (16年目)							
年 (17年目)							

注1 農業関係資金及び住宅購入資金等について記入し、必要に応じて記入欄を追加すること。

注2 毎年の返済額(元本と利息の合計額)を記入すること。

既存の農業経営の概要

※親族の経営を継承する場合など、既存の経営がある場合に記入

(1) 自家経営の概要

経営主の氏名	(申請者との続柄：)					
経営主の住所						
経営主の状況	・年齢： 歳 ・農業者年金の加入状況： 1 加入 2 未加入 ・経営移譲年金裁定請求の予定： 1 無 2 有 (年月頃)					
既存の機械・施設						
経営主の経営概要	経営規模及び生産額				所得	
	部門名	規模	生産量	生産額		
				千円	農業所得 農外所得	千円
				千円	農業所得 農外所得	
				千円	農業所得 農外所得	
	計				計	

※既存の機械・施設は、機械・施設の名称、規格、数量、使用年数等を記載

※部門名は、稲作、酪農等を記入し、基幹部門に○印を付すこと。

(2) 申請者の預金口座の開設 開設時期： 年 月

※申請者が、自己の預金口座を開設していることを証明できるもの(預金通帳の写し等)を添付すること。

営 農 実 績 書

平成 年 月 日
氏名

1. 営農実績

就農年月	年 月	就 農 地				
従 事 状 況	氏 名	続柄	年 齢	農業従事日数		
		本人				
年 の 経 営 概 要	農業経営規模及び生産額等					
	作 目	規 模	生 産 量	粗 収 益	経 営 費	農 業 所 得
	計					

(備考) 規模欄には、面積 (a) 又は頭羽数を記入する

2. 営農上の課題 (現在困っていること)

3. 課題解決に向けた来年度の計画・目標

※本様式は 就農 6 年目以降の者が用いる